

3 違反転用への適正な対応

現 状 (平成 25 年 1 月現在)	町内の農地面積 (A) 707.09ha	違反転用面積 (B) 0ha	割合 (B/A × 100) 0%
課 題	今後新たな違反転用を発生させないように努める。		
目 標 案	違反転用の解消面積 0ha 目標案設定の考え方：新たに発見された場合、随時復元するよう徹底する。		
活 動 計 画	新たに違反転用が発見された場合、復元されるまで随時状況を確認し、指導していく。また、農業委員が日常農地パトロールを実施し、違反転用を発生させないように努めるとともに広報等で周知する。		

平成 25 年度智頭町農業委員会の年間活動計画 (4 月・5 月は掲載を省略しました)

6 月 10 日	7 月 10 日	8 月 9 日	9 月 10 日	10 月 10 日	11 月 8 日	12 月 10 日	1 月 10 日	2 月 22 日	3 月 10 日	
総会・農地 パトロール	総会	総会・農地 パトロール	総会	総会・農地 パトロール	総会・農地 非農地判断	総会	総会	選挙人名簿 審査	総会・点検・評 価・計画・検討	総会・点検・評 価・計画・検討

毎月総会を午後 2 時から開会しています。総会は公開です。また、議事録も公表しています。(日時は都合により変更することがありますので、傍聴希望者は事務局に問い合わせてください)



## 農業委員会からお知らせ

国から示された農業委員会の適正な事務実施要領に基づき、目標及び活動計画を公表します。なお「平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び議事録については、事務局で閲覧またはホームページで確認してください。



### I 法令事務 (遊休農地に関する措置)

現 状 (平成 25 年 1 月現在)	町内の農地面積 (A) 707.09ha	遊休農地面積 (B) 58.50ha	割合 (B/A × 100) 8.27%
課 題	農業従事者の高齢化及び、担い手不足により山間の農地が林地化するなど遊休化が顕著である。これらは、耕作条件が不利で、今後作付けが行われない可能性が大きい。このような状況にある農地は、所有者の協力を得て農地として維持するように働きかける一層の努力が必要である。		
目 標	遊休農地の解消面積 5.00ha 目標案設定の考え方：農振地域外の農地のうち、現況が農地でないものを重点に調査を行い、非農地通知を発行する。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期 9 月～10 月	調査員数 (実数) 15 人
	調査方法	各地区担当の農業委員 3 人程度で現地の利用状況を確認する。	
	遊休農地への指導	実施時期：12 月～3 月	

### II 促進事務

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状 (平成 25 年 1 月現在)	農家数 (うち主業農家) 945 戸 491 戸	認定農業者 6 経営	特定農業法人 0 法人	特定農業団体 0 法人
課 題	規模拡大を進める農家がある一方、小規模な兼業農家が多い。また農家の高齢化や後継者不足、専業農家で所得安定が望めないため、農家を担う人が減少している。その中でも経営規模拡大の意欲のある農業者に農地集約を推進する。また、集落営農組織の設立に協力していく。			
目 標	農家生産法人数 0 法人	認定農業者 1 経営	特定農業法人 0 法人	特定農業団体 0 法人
活 動 計 画	町と連携して制度の周知と農業委員からの情報収集を行い個別の掘り起こしに努める。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	

#### 2 担い手への利用集積

現 状 (平成 25 年 1 月現在)	町内の農地面積 707.09ha	これまでの集積面積 7.10ha	集 積 率 1.00%
課 題	担い手への利用集積は、農地が分散し、作業効率が悪いためコスト増となっている現状である。このため、集団的農地を集積するよう協力していく必要がある。		
目 標	集積面積 5.0ha 目標案設定の考え方：担い手への集積面積は、昨年度目標以上となり、認定農業者も増の状況にあると同時に、規模縮小農家が増加している。このことから、農地の有効利用を図るため、一層の利用集積を推進する。		
活 動 計 画	農地の貸し手・借り手の情報を収集するとともに、認定農業者及び経営拡大農家の要望に的確に応えるよう地権者と農地の調整活動に努める。		

### 農業者年金に

#### 加入しませんか

- 国民年金の第 1 号被保険者 (保険料納付免除者除く) で、年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の人なら誰でも加入できます。
- 自分で積み立てる確定拠出型保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円 (千円単位で設定できます)
- 80 歳まで保証つきの終身年金
- 社会保険料控除や政策支援もあります。



### 農業委員は

#### 農家の相談相手です



農地とみなされる土地の権利移転・用途変更 (転用) する場合、農地法の規程に基づき農業委員会または県知事の許可が必要で、申請は毎月 20 日までにお願います。

転用手続きや農地のことについては、地区担当の農業委員または農業委員会事務局に問い合わせてください。

問合せ先 農業委員会事務局 大原 ☎ 75 - 4121